

## 九州・全国大会出場費に対する補助金交付に関する要綱

九州・全国大会出場費に対する補助金交付に関する要綱（昭和57年）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、町内に居住する者が社会教育（体育・スポーツ活動を含む。）振興のため、全国又は九州地区における大会等に出場する場合に際し、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については上峰町補助金等交付規則（昭和57年規則第7号）及びこの要綱に定めるところによる。

（補助金の交付対象大会）

第2条 補助金の交付対象となる大会は、次に掲げる大会とする。ただし、予選会又は選考会等の選抜手続を経て出場する大会をいう。

- (1) 全国大会、九州大会又はそれに準じる規模で開催されるスポーツ大会
- (2) 全国大会、九州大会又はそれに準じる規模で開催される学術・文化振興に関する大会
- (3) その他特に町長が認める大会

（補助金の交付対象者）

第3条 補助金の交付対象者は、町内の団体（構成員のうち町外居住者は除く。）又は本町の住民基本台帳に記録されている個人で、交付対象大会の出場者及びその指導者であり、次に該当する者とする。ただし、町長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 前条の大会に県大会以上の予選大会等を経て出場資格を取得して出場する団体及び個人
  - (2) 前条の大会に県その他の競技協会等の推薦により出場する団体及び個人
  - (3) 前条の大会に他大会等の競技成績等による資格を満たし出場する団体及び個人
- 2 前項における出場者及び指導者とは、原則として主催者が提出を求める申込書に記載された者とする。この場合において、指導者とは、監督及びコーチをいう。
- 3 次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付を受けることができない。
- (1) 上峰町暴力団排除条例（平成24年条例第6号）第2条第2号から第4号までに掲げる者に該当するとき。
  - (2) 前条の規定にかかわらず、親睦を目的とする大会に出場するとき。
  - (3) その他特段の事情により補助金の交付が適当ではないと判断されたとき。

（補助金の額等）

第4条 補助金の額は、別表のとおりとする。

2 補助対象経費は、交通費、宿泊費及び大会負担金とし、申請者が全部又は一部を負担する実費分を対象とする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、九州・全国大会出場費に対する補助金交付申請書（様式第1号）に必要書類を添えて、町長に大会開催前日までに提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合は、大会が終了した日の翌日から起算して14日以内に提出することができる。

2 同一の大会に団体及び個人の両方で参加する場合は、いずれか一方での申請のみとする。

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査した上で必要と認められる場合に、予算の範囲内において補助金の交付を決定し、九州・全国大会出場費に対する補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知する。

(補助金の変更申請等)

第7条 申請者は、交付決定内容に変更が生じたときは、変更内容が確認できる書類を添えて、九州・全国大会出場費に対する補助金変更交付申請書(様式第3号)を速やかに町長に提出し、承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の申請書の提出があったときは、九州・全国大会出場費に対する補助金変更交付決定通知書(様式第4号)により交付決定の変更を申請者に通知する。

(実績報告)

第8条 申請者は、大会が終了したときは、速やかに九州・全国大会出場費に対する補助金実績報告書(様式第5号)に必要書類を添えて町長に提出しなければならない。この場合において、実績報告書の提出期限は大会終了後30日以内又は申請年度の3月31日のいずれか早い方とする。

(補助金の額の確定)

第9条 町長は、前条に規定する実績報告を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、九州・全国大会出場費に対する補助金の額の確定通知書(様式第6号)により申請者に通知する。

(補助金の交付)

第10条 前条に規定する通知を受けた申請者は、速やかに九州・全国大会出場費に対する補助金交付請求書(様式第7号)を町長に提出しなければならない。

2 補助金は、原則として申請者へ交付することとする。ただし、申請者が18歳未満である場合は、保護者へ支払を行うことができる。

(交付決定の取消し等)

第11条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、九州・出場費に対する補助金取消通知書(様式第8号)により通知するものとする。

(1) 虚偽の申請、報告又は不正の行為により、補助金の交付を受けたとき。

(2) 各種大会に出場しなかったとき。

(3) 第8条に規定する提出期限内に補助金実績報告書の提出がないとき。

(4) その他町長が不相当と認めたとき。

2 前項の規定により、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、九州・全国大会出場費に対する補助金返還命令書(様式第9号)により期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(書類の経由)

第12条 この要綱に基づき提出する書類は、主管課長を経て町長に提出するものとする。

附 則（令和8年4月1日告示第9号）  
（施行期日）

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この要綱による改正後の九州・全国大会出場費に対する補助金交付に関する要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前に行われた申請に係る補助金については、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

開催地区	補助上限額	1団体当たりの補助上限額
九州（沖縄県を除く。）	10,000円	70,000円
沖縄県	15,000円	100,000円
九州以外	20,000円	150,000円